

令和3年3月9日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	岡	部			亮	
住	民	課	長	西				清	孝
健	康	福	祉	課	長	村	井		直
環	境	安	全	課	長	宮	下		隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課参事	徳楽 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第 1 町長提出 承認第 1 号、議案第 1 号ないし第 23 号及び第 26 号ないし第 34 号並びに町政一般 (質疑、質問)

日程第 2 町長提出 承認第 1 号、議案第 1 号ないし第 23 号及び第 26 号ないし第 34 号並びに請願第 1 号 (委員会付託)

( 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として場内換気を行うため、適時休憩を入れますのでご了承ください。

日程第 1 町長提出 承認第 1 号、議案第 1 号ないし第 23 号及び第 26 号ないし第 34 号並びに町政一般 (質疑、質問)

**寺井強議長** 次に、町長から提出のありました承認第 1 号、議案第 1 号ないし第 23 号及び第 26 号ないし第 34 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第 56 条第 1 項及び志賀

町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。明るいニュースが少ない昨今ではありますが、昨日、町のホームページでみらいとうぶの分譲区画がすべて完売したことを知りました。来年度予算では新たな分譲区画の調査費が計上されており、隣地のすばる幼稚園の開設も来年に控えております。町の新たなコミュニティが一日も早く、さらに賑やかになることをご期待申し上げ、私の一般質問に移ります。

まず、最初の質問です。10年経過した東日本大震災についてです。

先月の13日の夜、福島県沖を震源とする大きな地震が、東北を中心にした東日本を襲いました。福島、宮城両県で最大6強の震度を観測し、宮城県の石巻港では高さ20センチの津波も観測され、その時期だけではなく、強さや規模においても「あの日」を想起した人も少なくなかったのではないのでしょうか。

東日本大震災からあさってで10年を迎える被災地では、今も復興や生活再建に向けた取り組みが依然続いており、犠牲者の鎮魂行事などの準備に追われる人も多く、さらに今は新型コロナウイルスとの闘いのさなかでもあります。

この地震は10年前の大地震の余震との事ですが、震源一帯では海洋プレートが大陸側に潜り込み、数百年期で津波を伴う大地震を発生させております。

地球の活動にとって10年という年月は一瞬とも呼べないほど短く、人間が考える節目とは無縁です。

時の経過に伴い、備えが甘くなってはいないか。能登半島地震を経験した私たちにも、改めて警鐘となったと受け止めるべきであります。

今後とも当分、同規模の地震に注意が必要であり、30年以内に大津波を起こす地震発生の可能性も引き続き高いとみられております。

最も懸念されるのは、大震災時に史上最悪級の事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所への影響です。現在も廃炉作業が続く一方、放射性物質の濃度が高い汚染水が発生し、周辺地域では除染作業が続いております。

東京電力によると、今回の地震では使用済み核燃料プールなどから水の一部があふれたものの、外部への影響はなかったとの事ですが、次なる地震に備えて汚染物質の管理の徹底は急務であります。設備に目立った異常はないと報告されている宮城県の女川原子力発電所や、茨城県の東海第二原子力発電所も改めて総点検が必要と言われております。

特に福島県は独自にコロナ禍の緊急事態宣言を出している最中の出来事であったため、休業中の飲食店が今回の地震で被災し、予定していた営業再開を断念する例もあったとのことでした。

家族や故郷を奪われ、今も続く苦悩を増幅させるかのような地震であり、行政と民間が一体で、きめ細やかな支援を続けていく必要性も再確認されました。

本町において、次の災害への備えは万全か。また、町民にとって、この先、よりよいまちづくりとは何か。今一度、これまでの10年を振り返り、明るい未来の為に、これからの10年を考えるべきと考えますが原子力立地町の首長として、町長の所感をお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。福田議員の10年経過した東日本大震災についてのご質問にお答えをいたします。

明後日11日で、東日本大震災から10年を迎えます。

かつてない大規模な地震と津波は、未曾有の被害をもたらし、多くの尊い命を奪いました。

改めて、この震災により、また、その後の避難生活の中で亡くなられた方々に深く哀悼の意を表すると共に、被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、町政を預かる者として、安全・安心を追求し、住民の生命、財産を守ることの尊さ、責任の重大さを痛感しているところでもあります。

そして、福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、放射性物質による深刻、かつ、甚大な被害を与え、未だに多くの方々が避難されております。

住み慣れた故郷を離れ、別の市町村で生活基盤を確立された方々も数多くおられ、生活環境が激変した被災者の方々の物心両面での苦労は、並大抵のものではないと思います。

また、10年の節目を迎えたと言っても、被災された方々には、まだまだ復興の道

半ばで、通過点に過ぎないのではないかと思います。

この地震や津波、原子力災害を決して風化させることなく、後世に伝えていくと共に、災害対策の教訓として活かしていくことが、我々に課せられた使命であると考えております。

加えて、近年、全国各地で頻発している災害を踏まえ、道路や橋梁の強じん化などインフラ整備をはじめ、避難訓練や備蓄物資の充実などの防災対策を確実に実施していくことが重要であると考えております。

災害対応には、これで万全ということは決してなく、終わりがありません。

今後とも、町民の安全・安心を確保するための施策を積極的に実行していきます。

次に、今後のよりよいまちづくりについてであります。

本町のまちづくりについては、第2次志賀町総合計画に基づき、各種施策を推進していくこととしておりますが、昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、働き方や暮らし方など、日常生活にも大きな影響があり、状況の変化に対応した施策を展開していくことも重要であると考えております。

そのため、将来に負担を残さない持続可能で安定的な財政運営が必要不可欠であると考えており、今後、町財政が一層厳しくなることが予想される中、原発関連の財源に依存しない財政基盤を作るため、事業の選択と集中、経費の削減・縮減を図りながら、時代の変化にも捉えつつ、町民の皆様が幸せに生活でき、将来に希望が持てるまちづくりの実現に向け、総合計画を着実に推進していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** 非常に力強いご答弁ありがとうございました。震災が発生しました平成23年3月は私はまだ町議という立場ではありませんでした。その後議員の視察等で被災地を訪れて、津波に流された現地を見たときに、めくれ上がった住宅の基礎になっているところに女の子用のぬいぐるみと赤い花が1輪手向けてあった光景が今でも忘れられません。

本任期もあと2年となりましたが、これからも前向きな提言や質問を行っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問です。先ほどの質問の延長と申しますか、関連した本町の防災対策について3点質問します。

一つ目は、防災食、非常食のアレルギー対応食の導入についてです。自治体の災害時備蓄状況を把握する国のシステムに、アレルギー対応の主食を備えていると入力した市町村が全国で3割に満たないことが本年2月25日分かりました。実際は備蓄しているのに、不徹底な入力事項も多く、先の質問の東日本大震災でも、アレルギーのため避難所などで食料確保に難航し、命の危険にさらされた被災者もいました。

システムは国、都道府県、市区町村が備蓄情報を共有し、災害時に支援物資を速やかに送るため、内閣府が2020年度から本格運用を始め、共同通信が昨年12月から今年2月、都道府県に管内市区町村の状況をアンケートで調査しました。

その結果、全国で9割を超える1612自治体がシステムに入力済みで、このうちアレルギーに対応した食料を備蓄していたのは、コメ、パンなど主食で468自治体、29パーセントです。副食ではさらに少なく176自治体、11パーセントにとどまりました。

備蓄を進める上での課題について「対応していない食品より価格が高い」これは三重県です、「ニーズ予測が困難で備蓄量の算定が難しい」愛媛県、といった声が目立ちました。

保存食として普及するアルファ米は、卵・牛乳を原料に含むものがある一方、アレルギーに対応したものも多く、こうした食品を備蓄しながら、対応食として入力していない自治体は、対応の有無を意識していない可能性もあり、災害時に必要な人に適切に行き渡るかどうかは不透明であります。

管内市区町村の9割以上で主食、副食とも対応食の入力がなかった北海道は「アレルギーに対応しているアルファ米を備蓄する自治体は一定数あるはずだが、詳細は分からない」とのことで、富山県は0市町村でした。しかし、アンケートを契機に調べると、8割の自治体は対応するアルファ米を備蓄していたといえます。

内閣府は「当事者にとって命に関わる情報だ」として、入力ルールを詳細にするなど改善を検討するとしております。

そして県内の19市町では、国のシステムにアレルギー対応の食品を備えてい

ると入力したのは、かほく市のみであり、同市は主食、副食の両方を備蓄済です。県危機担当課は、「他の 18 市町がアレルギー対応食糧を本当に備蓄しているのかは、入力状況だけではわからない」と話したとされていますが、本町の導入状況をお聞かせください。

二つ目は、学校防災水準達成の進捗についてです。宮城県石巻市立大川小の津波避難訴訟確定判決を機に強化された学校防災の水準を達成したのは、全国の市区町村の 45 パーセントにとどまることが、本年 2 月 28 日、こちらも共同通信のアンケートで分かりました。避難場所や危険区域を示したハザードマップの想定を超える災害への備えを求められることに、現場では戸惑いが多く、職員の人手不足や専門性不足が課題で、取り組みに時間がかかっている実情が浮かび上がりました。

アンケートは昨年 10～12 月、全 1741 市区町村を対象に実施、84 パーセントに当たる 1469 市区町村が回答しました。

大川小では児童 74 人が犠牲となり、市や学校の事前防災の不備を認めた仙台高裁判決が 2019 年に確定。判決やそれを踏まえて文科省が全国の教育委員会に危機管理マニュアルの見直しを求めた通知は、学校現場にハザードマップを超える災害への備えや複数の避難場所の確保を求め、校長らは地域の住民よりはるかに高い防災知識を取得していなければならないと指摘しました。

こうした水準を「判決確定前から達成していた」と回答していた自治体は全体の 27 パーセント、「判決後に見直し水準を満たした」は 19 パーセント。両者をあわせると 45 パーセントとなります。一方、見直しを「実施中」は 20 パーセント、「今後実施予定」は 25 パーセント、現状では「対応予定はない」と答えた自治体も 8 パーセントありました。

県内では、「判決前から水準を達成」が 5 市町、「判決後に見直しを達成」は 4 市町、「見直しを実施中」は本町を含む 5 市町、「今後実施予定」は 4 市町、無回答もひとつありました。現場からさまざまな意見もあるとききますが、本町での進捗状況をお聞かせください。

三つ目は、防災・危機管理部門への女性委員や職員の登用についてです。

各自治体が防災計画策定のため設置する地方防災会議で、国が 2020 年の目標としていた女性委員の比率 30 パーセントを達成したのが全国で 2 パーセントに

とどまることが本年2月6日、こちらもまた共同通信のホームページで分かりました。警察幹部など、男性中心のポストから委員を選ぶ仕組みが壁となり、東日本大震災では、着替えや授乳の場所がないなど女性への配慮に欠けた避難所もあったとのこと。災害対策に女性の視点を反映する体制が求められておりますが、道のりは遠く思います。

昨年10月から12月に回答した1516自治体のうち、防災会議を開催していると答えた1487自治体を集計し、このうち女性比率が30パーセントを達成したのは27の区市町村で全体のわずか1.8パーセント。2割に近い292市町村は女性委員が1人もおらず、女性の平均比率は8.7パーセントでした。

地方防災会議は、災害対策基本法に基づいて都道府県や市区町村がそれぞれ設置し、委員の多くは、警察や公共交通機関などから推薦で選ばれており、目標を達成できなかった自治体の8割が「委員を出してもらっている公共機関に女性が少ない」と回答。「社会全体での管理職等の女性の割合を増やしていくことが必要」との指摘もありました。

一方、条例改正で委員の定数を増やし、女性登用を目指す自治体もあり、30パーセントを達成した自治体は「役職にこだわらず、防災対応力を備えた実務者を委員に選定している」、これは徳島県です。「地域枠を設け、障害者福祉団体など女性が多い組織を加えた」、これは岡山県真庭市です。と、工夫を凝らしております。

国は女性委員を増やすため、2012年に災害対策基本法を改正し、住民の自主防災組織のメンバーや学識経験者も委員になれるようにしました。2015年に決定した第4次男女共同参画基本計画では、2020年までに女性比率30パーセントを目標に掲げておりましたが成果は出ず、同年12月に閣議決定した第5次計画で、目標達成期限を2025年に延長しました。

本町での、現状の女性比率についてお聞かせください。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

福田議員の防災対策についてのご質問のうち、学校防災水準達成の進捗について、お答えをいたします。

このことについて、国の通知には、具体的な取り組みに対する客観的な指標は示



されておられませんけども、「学校保健安全法に基づく取組」、「水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組」、「家庭、地域、関係機関との連携・協働」の3つを柱とした、学校防災体制の強化及び防災教育の推進について、学校や学校設置者の対応が求められております。

本町では、国の通知を受け、危機管理マニュアルなどの見直しを行っておりますが、管理職における地域住民よりはるかに高い防災知識の習得や、ハザードマップの想定を超える災害について、学校現場独自では対応が難しいことから、未達成となっております。

このことから、今後、消防・防災の専門家による研修や、町職員による津波や洪水、土砂災害などの各種ハザードマップ等で想定している災害の程度やその際の対応等についての研修を行うことなどにより、教員の理解を深めてもらうことが重要であると考えており、関係機関と連携を図りながら、水準の達成に向けた見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長が答弁しますので、宜しくお願いします。

**寺井強議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** はい、議長。

福田議員の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、防災食、非常食のアレルギー対応食の導入についてであります。

先の新聞報道にありました、自治体の災害時の備蓄状況を把握する国のシステムへの登録状況が公表された中で、本町がアレルギー対応食品の備蓄を行っていないとされていた件であります。これは、新しいシステムに不慣れなところもある中で、入力項目がわかりにくかったことも重なり、アレルギー対応食品の備蓄に関し、入力漏れが生じたものであります。

今後は、町としても、入力する際には、十分に注意し、対応していきたいと考えております。

実際のところ、本町においては、災害時用の食料を約1万4,200食備蓄しており、このうち、食物アレルギーに対応した主食となる食料は、全体の15パーセントにあたる約2,200食を備蓄しております。

因みに、本町の学校給食で、アレルギー食の対応が必要な児童・生徒数は、全体の約2パーセント弱程度ということですので、避難者の中にアレルギー対応が必要な方がいた場合でも、充分対応が可能な数量を備蓄しているものと考えております。

町では、今後とも、アレルギー対応食品の充実を進めていきたいと考えておりますが、住民の皆様には、日頃から、災害に備えて、ご家庭で、それぞれの事情に応じた非常食を備蓄していただくと共に、非常持出品等の確認など、いつ発生するか分からない災害への備えにご協力をお願い申し上げます。

続いて、防災・危機管理部門への女性委員や職員の登用であります。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、避難所等におけるさまざまな意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じたことから、昨年5月に内閣府男女共同参画局から、災害対応力を強化する女性の視点のガイドラインが示されております。

この中で、人口の半分は女性であり、女性の視点を反映することは、地域防災力の向上に繋がるとして、平常時においては、防災会議等の委員の女性の割合を3割以上とすることを目指し、女性人材の育成・登用を進めていくことのほか、災害時には、安全な女性用仮設トイレの配置等、避難所運営に女性が参画することの重要性などが示されております。

本町の女性の防災・危機管理部門への登用の状況ではありますが、地域防災計画の作成や修正の審議を行う志賀町防災会議の委員として、女性防災士1名を委員として任命しております。

また、女性の視点を反映し、活躍していただくための取り組みとしては、地域防災力が発揮される消防団において、女性団員の加入が、消防・防災体制の向上に繋がることから、全国的に加入が促進されており、本町においても、来月1日から、5名の女性消防団員を初めて任命する予定としております。

さらに、共助の要である防災士では、本町全体で274名のうち、53名の女性が資格を取得しております。

このように、平常時や災害時の災害対策活動に従事していただくことが期待できる女性の割合は、まだまだ少ない状況であることから、今後、これらの女

性の割合を高めていかなければならないと考えております。

なお、災害発生時等の初動体制にあつては、町職員が避難所の開設等をする事となりますが、一般行政職171名のうち、女性が47名在職しており、各課を枠組みとした班編成で初動対応にあたり、男性と同様に、女性職員も避難所等の業務にあたるマニュアルを作成し、対応しております。

このほか、女性の保健師14名については、避難所等に赴き、避難された方の健康状態の確認など、従事にあたる計画としております。

町としては、今後とも、防災業務における女性の視点を積極的に取り入れ、災害対応にあたっては、自助・共助・公助が連携し、一体となることが、被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に繋がることから、男女を問わず、地域の皆様へ周知していくと共に、地域における災害対応のご協力をお願いしていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい。ご答弁ありがとうございました。学校防災水準達成についてはこれから図っていくということで、ただ子どもはやっぱり町の未来でありますので一日も早い達成水準、水準の達成をしていただければとお願い申し上げるところであります。

アレルギー対応食品に関しましては、現状、備蓄しているということで非常に安心しました。

女性職員の登用については今後適宜に図っていかれる、増やしていかれるという事で、実際の志賀町防災会議には女性防災士1名ということになってますので、これはこれから時代の流れと言いますか、女性の方の割合をもう少し増やして行っていただければとお願いしたいと思っております。

最後の質問です。新型コロナワクチンの接種についてです。

新型コロナワクチンの高齢者への接種が数量を限定して、4月12日から始まることになりました。政府は26日の週から本格化させるとしておりますが、供給量は限られており、石川県、富山県に向けても初回については、それぞれ1,170人分程度にとどまる見通しであります。

政府としては、十分な量を確保した上でスタートさせたかったとのことですが、

それでも米製薬大手ファイザー社の供給力が限られ、EUによる輸出管理強化により、日本への供給スケジュールが見通せない以上、見切り発車となるのもやむを得ません。

当初の予定より後ろにずれ込んでいるスタートとなるのは残念ではありますが、今となっては着実に歩みを進めていくしかありません。

河野太郎行政改革担当相は、4月5日の週に配られる予定の100ケースについては、「5万人の2回分」と述べ、5回分の注射器を使用した場合なのか、6回分の注射器を使用した場合なのかは答えず、6回分が可能な注射器が不足しているため「もう少し時間を下さい」と語りました。

ワクチンを巡っては、不確定要素があまりにも多く、現時点では細部まで詰めるのは難しいですが、さりとて、これ以上遅れると、接種場所や医療スタッフの確保、対象者への通知などを行う自治体が対応できなくなります。河野行政改革担当相が3月から4月にかけての大まかなスケジュールを示したのは適切な判断と考えます。

これからさまざまな事情で、変更点が出てくると思わねばならない。自治体側はさまざまなケースを想定し、急な変更にも臨機応変に対応していくほかありません。

石川県は、医療従事者向けの接種を3月中旬から5日ごろに前倒しし、病院に勤務する人から接種を始め、医療従事者470万人への接種は3月中には終わらず、高齢者向け接種と並行して行われることになると思われ、ワクチンの供給量が安定するまでは苦しい時期が続きます。

県内の各市町は専門チームなどを設けるなどし、準備を急いでおりますが、市町の多くは、集団接種ができる場所や医療スタッフを十分に確保できるかどうかを模索しているのが実情です。

自治体の枠を超えた広域実施が効果的なケースも考えられ、自治体と医師会が連携を図り、体制を整えることが望まれます。

しかし、現状はここも不透明なままであり、政府は高齢者全員が原則2回の接種を6月中に終わると説明しておりますが、あくまで見通しにすぎず、見通しが二転三転するようでは、自治体をさらに混乱させるだけであります。

接種は強制ではなく、納得して接種してもらうには、安心が大前提となり、情

報の透明性を高めることが、国民の不安を解消する上で最も重要であることを忘れてはなりません。

本町においても前例のないこのプロジェクトを総力戦で成功させなければならぬと考えますが、本ワクチンの接種率を上げる為の広報活動及び、現時点での今後の詳細な接種方法をお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

福田議員の新型コロナワクチンの接種についてのご質問にお答えをいたします。

本町のワクチン接種のスケジュールについては、議員のおっしゃるように、我が国で承認されたファイザー社製ワクチンはベルギーで製造されており、世界的な受注増により生産が追い付かないことに加え、EUでは、ワクチンのEU地域以外への輸出を事前承認制としたため、輸出が滞るなど、国は、ワクチン分配計画に苦慮している状況であります。

このため、市町村が接種主体となる65歳以上の優先接種の開始時期について、本町では、郡市医師会との日程調整を行いつつも、国のワクチン分配計画が明確でないことから、当初、4月15日からとしておりましたが、ワクチンの必要量の配送が4月26日の週からに変更されたため、本格的な接種は、4月26日の週以降へ繰り延べせざるを得ない状況となっております。

26日の週を想定すると、その翌週はゴールデンウィークとなるため、医師会との協議により、接種開始は連休明けからになります。

高齢者の優先接種は、対象者8,514人を、集団接種と個別接種で行い、集団接種は志賀町文化ホールと富来活性化センターで、個別接種は各医療機関での実施を予定しており、2回接種するため、期間は、概ね12週間を見込み、5月連休明けの開始であれば、終了目安は7月末となります。

また、65歳未満の一般接種は、7月下旬又は8月から開始と見込まれ、現時点では、医師会との協議が整っていないため、具体的な計画をお示しできませんが、遅滞なく確実に実施できるよう取り組んでいきます。

65歳以上の高齢者への接種券については、3月中の発送を予定していますが、接種スケジュールの変更に合わせて、適宜、発送いたします。

なお、今ほど申し上げましたスケジュールについては、あくまで現時点での想定であり、国のワクチン分配計画により、変更になる場合があることをご理解願います。

また、接種率を上げるための方策については、まずは、ワクチン接種についての正しい情報、つまり、メリットやデメリット、副反応などをよく理解していただくよう広報すると共に、区長や民生委員・児童委員の方々による接種の呼びかけもお願いしたいと考えております。

接種に不安のある方は、かかりつけ医のほか、副反応や医学的疑問に対応する国・県のコールセンターなどに相談することをお勧めし、併せて、町でも郡市共同で、簡易なお問い合わせに対応するセンターを設置し、不安の解消にも努めていきます。

また、接種会場や医療機関への交通手段として、接種券の提示により、町コミュニティバスを無料で利用できるよう、便宜を図っていきます。

町民の皆さまには、適宜、広報やホームページ、防災行政無線などで情報提供を行っていきたいと考えています。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい。ご答弁ありがとうございました。わたしの周りでもワクチンを打つ派、打たない派、様子を見る派とさまざまな方がおいでます。報道はおそらく自治体の接種率がこれから何パーセントとか、この自治体は何パーセントでこの自治体は何パーセントとか、報道の流れになってくるのではないかとちょっと個人的には心配しております。

また町長は今までインフルエンザのワクチンを打ったことがないとおっしゃっていましたが、ぜひ町のトップとして志賀小泉町長の前向きな接種をお願いしまして、わたしの一般質問を終わります。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

おはようございます。日本共産党の中谷松助です。

私は、第1回本議会定例会に対しまして、6点について質問させていただきます。

まず始めに、富来バスターミナルに常設のトイレをについてであります。

今、富来バスターミナルにはトイレのある売店などは無く、北鉄能登バス会社の営業所も閉鎖され、いつでも気軽に使える、いわゆる常設トイレがありません。富来バスターミナルは、羽咋、金沢方面へ、しかばすから路線バスへ、路線バスからしかばすへと乗り換えの拠点でもあります。

羽咋金沢方面、そして逆の乗り換えとなりますとかなりの時間を要します。その時、やはり心配なのが現実的なところの用足しの確保であります。今現在は少し離れた富来病院か、時間がなく、急を要する時は近くの民家のトイレをお借りせざるを得なく、非常に心苦しいものがあるという事であります。特にこのコロナ禍の中、お互いが気まずい思いをすることになっています。それらの特情も加わってきていますので、富来地域の拠点である富来バスターミナルに常設のトイレの設置を強く求めるものであります。

次に稲作コロナ禍助成制度の創設をについてであります。

今、新型コロナウイルス感染拡大の中、外出自粛、外国人観光客の激減などで需要が落ち込み、農林水産物の販路が縮小し、生産者が打撃を受けています。特に米価の暴落は深刻であります。その影響は今年2021年以降も続く懸念があります。農協や全国知事会からも声が上がっているようですが、在庫の買い上げやコロナ禍の苦境にあえぐ国民に米を配布するなど、米と農業、くらしを守る対策が求められています。そんな中、国は21年産米の生産量を20年産に比べ、36万トンの減産が必要とし、農家自らに生産調整、いわゆる減反を実施させる方針を打ち出しました。本町では21年産は前年比172.8トン、面積換算で37.3ヘクタールの減とあります。

しかし、このような時こそ、日本の主食生産にたずさわっている農業者に支援をすべきだと思います。具体的には、まず国にかつての戸別所得補償の復活を求め、本町では独自に、稲作、反当り1,000円の担い手支援、コロナ禍助成制度の創設を強く求めるものであります。

3点目は高齢者施設職員への定期的PCR検査をについてであります。

今国内で新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。しかし、ワクチンの必要量を円滑に確保できるかは見通せず、接種日程は流動的です。したがって今重要なのは、ワクチン接種を進めるとともに、PCR検査の拡充など感

染対策を同時並行でしっかり行うことではないでしょうか。特に高齢者施設職員への定期的PCR検査は肝中の肝であります。今、全体的に感染は減少傾向にあります。厚生労働省によると2月22日現在で感染者集団、いわゆるクラスターは高齢者施設でもっとも多いとあります。施設職員お一人が感染した場合、他の多くの職員は濃厚接触者となり長期休業となります。残りの職員は多忙を極めることになり、介護サービスを受ける方も命にかかわる事態となります。そして施設内でクラスターが発生すれば、たちまち医療機関へのひっ迫を起こします。したがって特に高齢者施設職員に対する定期的なPCRの社会的検査を国に強く求めながら、それを待つことなく町独自で実施し、感染が減少している今こそ本気で新型コロナを国内で抑え込むその一翼を担うべく戦略を持つべきではないでしょうか。改めて求めるものであります。

4点目に少人数学級化の推進をについてであります。

今国は新型コロナウイルス感染症拡大を契機にかつてなく広がった小人数学級を求める声に押され、現在40人となっている小学校2年生から6年生の学級編成標準を5年間かけて35人以下学級への法改正案を2月2日に閣議決定をしています。また、菅首相は中学校でも少人数学級を検討するとの答弁をされております。小学校全学年を対象とした学級編成見直しは40年ぶりとの事であります。日本の1学級あたりの児童数は世界でも突出している中、一人ひとりの子どもにきめ細かな教育の実施をと、教職員や保護者の皆さんが少人数学級を求め続けてきました。新型コロナの感染防止のための距離をとれないことが問題となり、分散登校などで少人数学級の利点を多くの子どもや保護者、教職員が実感しています。約600の自治体でももちろん本町議会でも少人数学級を求める意見書が採択されたのをはじめ、少人数学級を求める人たちの輪が教育研究者、地方3団体、校長会、教育委員会、PTAなどへかつてなく広がっています。

そこで、本町でも一日も早く、まずは手狭になっている志賀小5年生、富来中1年生の学年に、それぞれ国の加配を待つことなく、他の先生方が逆に多忙化しない形での緊急な独自の教員の新たな配置でもう1クラスずつ増やして、パソコンやタブレットを置いても大丈夫な大きな机を使うこともできるように、スペース的にも余裕のある少人数学級にして子ども達により総合力をつけてもらうための下支えをしてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。



5点目は国民健康保険税子どもの均等割減免をについてであります。

新聞報道で、ここ近年は減り続けている状況ではありますが、コロナ禍も手伝ってか、昨年の子どもの出生数は過去最少を伝えていました。

そんな中、少子化対策に逆行するものの一つで、見過ごすことのできないものとして、国保税の子どもへの均等割課税があります。もともと社会保険は扶養家族が増えても保険料は増えないが、国保は子どもが生まれると増額になる不平等と言わざるを得ない制度であり、かねてより子育て支援に逆行していると軽減、撤廃を求める声がありました。

そんな中、国はようやく高すぎる国民健康保険税の問題で子育て世帯の負担軽減を進めるとして、子どもの数が多いほど国保税が引きあがる均等割部分の5割を未就学児に限って公費で2022年度から軽減する方針を決めました。一步前進であります。しかし、これを待たず、すでに自治体独自で子どもの均等割軽減に踏み出しているところが全国で増えています。県下では加賀市が18歳未満の子どもの世帯に対して国保税均等割額の2分の1を申請不要で減免を実施しています。本町でもより一層の子育て支援策として、また、より一層の国への支援を求めるアピールとしても子どもの国民健康保険税均等割額の何らかの形での減免を求めるものであります。

最後にコロナ禍などでの原子力防災避難対策についてであります。東日本大震災から10年の節目を目前にして、2月13日、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の大地震がまたしても起きました。地球構造の上からも、地震多発地帯の中に日本列島があるのは周知の事実であります。毎日のように地震があるのは当然といえば当然であります。そのような地震、火山、津波列島で事故が起きたら取り返しのつかない原発があることそのものが所詮あってはならない事ではないでしょうか。

そして今次のコロナ禍で益々町民の命と安全をおびやかすものが原発だとひしひしと思うものであります。なぜならば原発事故時の避難を想定した場合、新型コロナウイルス感染症対策と被爆対策は相互に矛盾して両立をし得ないのではないのでしょうか。

一方は三密を避けることが基本です。一方は遮断、密閉が基本です。避難する時、どうしろというのでしょうか、判断がつきません。今後も新たな感染症の

拡大が危惧されます。昨年は例年のような住民参加の防災訓練が行われませんでした。コロナ禍の中での事故が起きればお手上げという事でしょうか。冗談ではありません。コロナ禍ならなおのこと、実効性ある原子力防災避難訓練を行うよう県に求めて頂き、自治体、住民、皆で検証すべきと思います。そして国には新規基準に原子力防災避難計画も審査対象にするよう求め、実効性ある原子力防災避難計画が組めないのであれば、即刻、廃止、廃炉を求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上6点について質問をさせていただきます。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員のご質問に入る前に、先ほど福田議員のほうで私がインフルエンザの予防接種をしたことがないということがありましたけれども、実は私、家族がインフルエンザにかかっても、その家族が食べた箸で物を食べてもインフルエンザに罹ったことがないという自負がありましたので今までは感染力が強いのかなと思って打ったことはありませんでしたが、今回に限ってはコロナのワクチン接種はしっかりと町民の模範となるよう率先してやりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは中谷議員の富来バスターミナルの常設トイレの設置についてのご質問にお答えいたします。

富来バスターミナルのトイレについては、北鉄能登バス株式会社の富来営業所が、昨年3月末をもって廃止されたことに伴い、同施設内にあったトイレは、一般の利用者が使用できなくなったものであります。

北鉄能登バスに確認したところ、当該施設は、建築後50年以上が経過し、経年劣化が著しいことをはじめ、トイレの一般の方への開放については、構造上、男女共用であることや防犯上の課題などがあり、大規模な改修が必要であることから、難しいとのことでありました。

このため、町が事業主体としてトイレを設置することについても検討しましたが、当該施設は民間施設であり、改修や維持管理を含め、課題も多いことから、現時点では、困難であると考えております。

町としては、今後、富来バスターミナルの利用者数の推移などを分析すると共に、町民や観光客等、利用者の利便性を考慮した発着場所の変更などについて、北

鉄能登バスに要望し、協議をしていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

その他のご質問については、教育長及び担当課長から、それぞれ答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

中谷議員の少人数学級化の推進についてのご質問にお答えをいたします。

本年2月の国の学級編成基準の改正を受けまして、来年度、石川県の小学校、中学校の学級編成基準は、原則1学級40人、小学校1年生2年生に対しては、35人とされております。

また、石川県の教員配置要綱は、1学級平均35人を超える小学校3年生4年生及び中学校1年生については、教員の加配が講じられております。

そのため、今年度加配を受けておりました富来中学校1年生は、来年度、2年生に進級し、加配が取り止めになることから、主要5教科を2分割しまして、少人数で指導することとしております。

また、志賀小学校につきましては、既に町独自で講師を3名配置しているところでありまして、5・6年生については、より専門的で分かりやすい授業を目的といたしまして、教科担任制を導入しております。

このことによりまして、教科ごとに教えてくれる先生が替わる指導形態となるため、子ども達一人ひとりのニーズやつまずきに十分対応した授業ができると考えております。

以上のことから、現在のところ、少人数学級の導入やクラスを増加するなどの対応は考えておりません。

なお、児童・生徒の机にパソコンを置くことは想定しておらず、タブレットの端末は、教科書と同程度のコンパクトなサイズであることから、机の大きさについては、問題はないものと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

中谷議員の国民健康保険税子どもの均等割減免についてのご質問にお答えい

たします。

このことについては、これまで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る必要性から、全国知事会や全国町村会などでは、18歳までの子どもに係る国民健康保険の均等割を軽減するための支援制度の創設を、国に対し、要望してきたところであります。

こうした地方の要望を受けて、昨年12月、厚生労働省は、国保の均等割について、令和4年度から、未就学児を対象に5割を軽減する制度を導入する方針を示し、現在、国会において、法案が審議されているところであります。

未就学児までとした理由は、医療費の一部負担が2割になっていることや、地方単独事業による医療費助成で、国保の国庫負担減額措置、いわゆるペナルティの対象外となっていることを挙げております。

支援制度の具体的な内容については、未就学児の均等割を所得制限を設けず、全世帯一律に5割軽減し、軽減費用を国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担し、地方負担分は地方交付税措置されることになっております。

議員ご質問の18歳までの均等割について、何らかの軽減措置を取り入れるということが、子育て世代の国保加入者に対する支援策の一つになるということは十分理解しておりますが、国保で負担した場合、国保財政を圧迫する可能性があり、その費用を加入者が負担することで、結局は、国保税の増税に繋がる恐れがあります。

本来、国保税に係る軽減措置につきましては、その財源も含め、国の責任において、法整備を図っていくことが望ましいと考えておりますので、18歳までを対象とする町独自の支援策は考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** 議長。

中谷議員の高齢者施設職員への定期的PCR検査についてのご質問にお答えいたします。

このことについては、先の定例会でも、議員の質問にお答えしましたが、感染者が多い地域やクラスターが発生している地域での医療従事者や入院患者、

高齢者施設等の従事者や入所者全員を対象に、一斉・定期的検査を行政検査として実施できることを、国は、都道府県と保健所設置自治体に通知をしております。

また、介護施設で自発的に行う検査については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助対象であり、事業者が県に補助申請することにより、自己負担なく、検査が受けられます。

このように、検査は制度として確立をしており、町の感染状況から見ましても、町が主体となる検査の必要性はないものと考えております。

なお、町主体の、いわゆる社会的検査ですが、検査時点での感染有無を判定するのみで、例え、陰性であっても、その後の陰性を保証するものではなく、毎月又は定期的に行わないと意味をなさないものと考えております。

何よりも、施設の従事者の方は、近く開始される高齢者のワクチン優先接種と同時に接種できますので、接種の周知と勧奨に力を入れていきます。

以上、中谷議員の質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** はい、議長。

中谷議員のコロナ禍等での原子力防災避難対策についてのご質問にお答えをいたします。

昨年11月22日に実施されました石川県原子力防災訓練では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加者の安全を考慮し、住民参加による広域避難訓練は取り止めましたが、国から出された、感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン等を踏まえ、避難所における受付方法や避難車両における感染対策の訓練等を、災害対応に従事する職員を中心に実施したところであります。

今後とも、こうした訓練を重ねることで、職員の知識と技能の習熟を図り、より実効性のある原子力防災訓練となるよう、県と協議していきたいと考えております。

なお、志賀原子力発電所につきましては、現在、法律に基づく新規制基準適合性に係る審査が継続して行われております。

町としては、引き続き、その状況を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** 議長。

中谷議員の稲作コロナ禍助成制度の創設についての質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響により、外食需要やコンビニ弁当などの中食の需要が減り、米のみならず、農産物全般の需要量が大幅に減少することが見込まれています。

国は、主食用米の民間在庫量や需要量の見通しなどから、令和3年産の適正生産量を国全体で令和2年産よりも大幅に少ない、693万トンと提示しているところでもあります。

本町でも、これを踏まえ、令和3年産の主食用米の生産基準数量は、面積換算で37.3ヘクタール減少することになり、作付率は昨年より1.8パーセント少ない、65.7パーセントの配分となり、米農家には、主食用米の価格の低下に加え、来年度は、生産量の減少も余儀なくされており、経営環境への影響が予想されます。

しかしながら、米農家には、国の制度により、主食用米の代わりに、転作作物として飼料用米や麦などを生産販売した場合には、主食用米相当の所得を補償する国の水田活用等の助成制度があり、こうした制度を有効活用することが、まずは必要であるかと思いますので、ご指摘の国に対して戸別所得補償の復活を求めることについては、考えておりません。

また、担い手への支援についても、水稻については、町も事業費の負担をして圃場整備が進められていることから、近年、農業生産法人が増えており、経営規模の拡大による生産性の向上や効率化が図られておりますので、現在、町単独での支援策は考えておりません。

なお、本町では、町単独の事業として、コロナ禍において町外で生活する志賀町出身の学生に志賀産米のパック米飯を送る事業や、学校給食では、志賀産米を使用した米飯給食を実施しており、米の消費拡大による農家への支援にも繋がっているものと考えております。

本町としては、コロナ禍で米農家の所得が大きく減少することのないよう、国・県の制度の活用はもとより、JAとも連携し、今後とも農業への支援を継続していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** 再質問をさせていただきます。まず1点目の富来バスターミナルに常設のトイレをについてでありますけれども、トイレの問題というのはまさに切実な問題として引き続きですね、対処していただきたいと思います。答弁は結構であります。2点目の稲作コロナ禍助成制度の創設をについてであります。いわゆるかつての戸別所得補償の志賀町版でありますけれども、本町の2021年産主食用米の生産面積は約1,540ヘクタールであります。これを単純に単当たり1,000円としますと1,540万円の財源が必要となりますけれども、決して不可能な施策ではないと思います。現に輪島市は農業の担い手確保を後押しするため市独自の助成制度を設けると発表しています。どこでもそういう声があるという事だと思いますが、そういう声についての町長の受けとめをお聞きしたいと思います。

3点目は、高齢者施設職員への定期的PCR検査をについてであります。今新型コロナウイルスの従来株に加えて変異株の流入拡大が懸念されています。もちろん県にも財政支援を求めながら、一番のアキレス腱に手をかけていくべきだと思います。重ねて求めるものであります。これは答弁は結構であります。

4点目の少人数学級化の推進をについてであります。過去に旧福浦小、旧熊野小、旧加茂小で複式学級になるところを先生を加配して複式学級をさけた事例があるときいています。今コロナ禍の特情の中ではそのような思い切った対処が必要ではないでしょうか。これは答弁を求めます。

5点目の国保税子どもの均等割減免をについてでございますけれども、財源についてでございます。たしかに限られた財源の中からであります。だからこそ福祉の為に使うべきではないでしょうか。引き続き求めます。これは答弁は結構でございます。

以上、再質問とさせていただきます。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員の再質問にお答えをします。稲作のコロナ禍における助成制度の創設についてということではありますが、農家の方々の声は私も聞いておりますけれど

も、今は県・国の制度をしっかりと活用していただきたいと思いますし、私ども町としてもJAと連携をしながら今後とも農家の支援を継続していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。中谷議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどご指摘いただきました複式学級の解消の講師でございますけれども、過去に町内では加茂小学校を該当しまして、町講師を採用しまして、複式の学級を解消したという経緯がございます。ただ、町講師で学級編成を増やす場合には実施は可能でございますけれども、事前に県の教育委員会に申請を行い認可が必要でございます。そういう状況の中で当町では町の講師を3名志賀小学校に配置しておりますけれども、現在ではこれは特別支援学級に22名の児童が在籍しておりますので、その特別支援学級のきめ細やかな支援を担当しております。状況によってはひとつの運用法といたしまして6年生の少人数授業への運用なども考えてまいりますけれども、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

**寺井強議長** はい、中谷松助君。

**中谷議員** 時間もありませんので。不十分ではありますが、引き続き求めて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**寺井強議長** ここで、場内換気のため、暫時休憩します。

(10分間休憩)

(11:30 再開)

**寺井強議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**寺井強議長** 5番 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

おはようございます。5番 南正紀です。本定例会におきましては社会的に大きな問題としてとりあげられております3点について質問をさせていただきます。最初に、本町のエネルギー政策に対する考え方についてお聞きをいたします。菅総理大臣は、温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを2050年までに達成するとの新たな目標を打ち出し、政府が21世紀後半のできるだけ早期を目指すとしていた脱炭素社会の実現時期を明確化しました。2050年



までに 2013 年度比で温室効果ガスを 80 パーセント削減する長期目標を事実上修正した格好で、政府は各種計画の見直しを今後進めることとなります。カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出量と吸収量を差し引きして実質ゼロとする考え方で、達成には削減の取り組みに加え、発電時等に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの大量導入や、二酸化炭素を分離回収・貯留して資源に活用する CCUS 技術の確立などが必要となります。

火力発電所などから排出されるガスから二酸化炭素を分離して回収・貯留する技術は CCS と呼ばれ、二酸化炭素を大気中に出さず温暖化対策に役立てられるものであります。更に回収・貯留だけでなく、二酸化炭素を有効活用することも加えた技術が CCUS であり、世界中で約 60 件のプロジェクトが進行中であり、約 20 件が稼働しているそうであります。

二酸化炭素は火力発電所や製油所、化学プラントなど多くの工業設備から排出されますが、これを地下に貯留するためには、化学品や高性能膜などを使って吸収・分離し、井戸を通して地下に封入する設備が必要になります。貯留場所は二酸化炭素が地上に漏れ出す恐れが小さい油田やガス田などの貯留層が主に使われており、二酸化炭素に高い圧力をかけて地下に送り込み、地下にたまっている原油をより多く取り出せるようにする手段としても使われている場合もあるそうであります。

二酸化炭素を閉じ込める大規模な油田等がない我が国においてはカーボンリサイクルと呼ぶ二酸化炭素の再利用にも力を入れております。回収した二酸化炭素を化学品や燃料などに加工する技術で、すでにコンクリートなどが実用化されておりますが、現状コストは従来品に比べまだ数倍とみられ、普及には大幅なコスト低減が欠かせないとされています。

そこで期待されるのが再生可能エネルギーであります。再生可能エネルギーは自然現象から得るものが多く、発電量は季節や時間、気候などの影響を大きく受けます。そのため、発電量のコントロールは困難であり、状況によっては、発電量が安定しないこともありえます。また、エネルギーを生成するために必要となる規模の問題から、発電設備を設置できる場所は限られております。地熱や風力など、場所を厳選しなければ発電量が少なくなってしまうエネルギーもあります。発電効率は年々向上してきているものの、主要エネルギーとして利用するに

はさらなる技術の改善が求められます。

脱炭素エネルギーの鍵を握る再生可能エネルギーではありますが、広大な山林が失われ、景観が著しく損なわれる一面も忘れてはなりません。

太陽光発電や風力発電は、同等のエネルギーを得るためには、水力発電の5倍の面積が必要とされており、更には火力発電や原子力発電等々と同等のエネルギーを得るためには想像を絶する土地が必要となります。広大な土地が必要なこれらの発電設備は土地が主に安価な山林に立地されます。が、その際に失われる山林の破壊と、それがもたらす二酸化炭素吸収能力の喪失も忘れてはなりません。

先般、能登地区において、150基を超える風力発電が新設されるとの報道がありました。それらには本町に立地する志賀原子力発電所のように、運転員や保安要員などの継続的雇用も発生せず、経済効果に大きな隔たりがあります。希少な鳥獣の生活環境が失われるといった一面もあります。また、太陽光発電においては、パネルのリサイクル技術が確立されていない等の問題もあり、再生可能エネルギーの解決すべき問題は今も山積しております。

もちろん、再生可能エネルギーにも大きなメリットがあり、発電効率等の向上や発電コストの軽減等を追求しながら推進を求められているものであります。

一方、世界最高レベルの厳格な審査に合格した安全な原子力発電所の再稼働については、政府もお墨付きを与えているなか、志賀原子力発電所につきましては、敷地内断層の問題も一定の進展を見せ、今後審査が円滑に加速されることも期待されます。安定・安心できるエネルギーミックスの実現のためにも、速やかに審査が進み安全な再稼働が求められてもよいという意見も聞かれます。

先には志賀町エネルギービジョンも策定されておりますが、状況は刻々と変わるものであります。本町のエネルギー政策についての認識について、町長の見解をお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

南正紀議員の本町のエネルギー政策に対する考え方についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、平成30年3月に志賀町エネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーをはじめとした多様なエネルギー源を活用した町の中長期的な振興を図るため

の基本方針と取り組みについて取りまとめております。

この中で、それぞれの再生可能エネルギーの種別ごとのメリットやデメリットの検討のほか、町民アンケートも実施し、エネルギーの種別ごとに、本町における活用の可能性等について検討しております。

再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出せず、永続的に利用可能なエネルギーとしてのメリットもありますが、南正紀議員ご指摘のとおり、広大な用地造成による災害の誘発や環境への影響のほか、太陽光発電のパネルについては、リサイクル制度が確立されておらず、埋立処分で廃棄されるといった問題も懸念されるところであります。

また、新たな課題として、この冬、全国的に厳しい寒さが続き、例年に比べ、電力需要は大幅に増加しました。

北陸でも、他のエリアなどからの融通電力で凌いだ日が数日あったと聞いております。理由として、火力発電の燃料となるLNGの消費が急増し、調達が厳しい状況となったほか、悪天候などにより、太陽光発電の発電量も見込めない状況が続いたことが原因であったということでもあります。

こうしたことから、気候によって大きく左右される再生可能エネルギーの将来の主力電源化に向けた新たな課題も浮き彫りとなりました。

エネルギー政策は、基本的に、国の政策として決めるべきことであります。

先の菅首相の所信表明演説では、2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

また、エネルギー基本計画においても、2030年のエネルギーミックスの確実な実現と共に、一つのエネルギー源に偏らない、安全性を大前提とした安定供給、経済効率性、環境適合を同時に達成することを求めており、エネルギー源ごとの強み、弱みを補完し合うような多様なエネルギー構造が重要であるとされています。

さらに、第6次エネルギー基本計画の策定に向けて、見直し作業が行われておりますが、エネルギー全体を通して、活発な議論が期待されるところであります。

町としましても、多様なエネルギー源を活用していくため、国及び県の動向に注視していくと共に、エネルギービジョンで示した、公共施設への太陽光発電の設置の検討や、再生可能エネルギー事業で進出を予定している事業者に対しては、

生活環境への影響や、本町の良好な景観や防災対策に十分配慮し、地域住民との合意形成を求めていくなど、良好なエネルギー政策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。今般新設される風力発電所等についてはですね、耐用年数経過後に確実に解体撤去されるのか、あるいはその取得用地、山林が原状復帰されるのかというような問題も懸念されますので、町としては十分に注視を続けていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

続いて、本町におけるG I G Aスクール構想についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症による臨時休校措置でオンライン授業の必要性が高まったことを受け、全国の学校に1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想の整備が加速化しているようであります。

他の先進国に比べて、子どもたちが学習に使う端末や無線LAN環境整備の遅れが指摘されている中で、今回の休校措置における学校の取り組みでは、そうした現実が浮き彫りとなりました。文部科学省の調査によれば、臨時休校中に同双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習を実施した公立学校はわずか5パーセントにとどまっており、今後同じような事態が起きた場合は、教育課程の実施に支障が生じる恐れがあると考えられます。

加えて、私立学校や公立学校の中には休業中に各教科でオンライン授業を進めていたところもあり、地域間や学校間での対応の格差も広がる結果となったようであります。

こうしたことから、文部科学省では今回のような感染症の発生や災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用によりすべての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現するために、2020年度補正予算で総額2292億円を計上し、これまで2023年度までの達成を目指していた1人1台の端末の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、G I G Aスクール構想の実現に向けた整備を前倒しする計画が打ち出されました。

本町におきましては、執行部の英断により早期にタブレット端末の支給が完了

し実際の運用が始まりました。昨年末から体験運用が行われ、冬休みには各自家庭に端末を持ち帰り、リモート授業を行いました。それらに対する評価や問題点はどのようなものかをお聞かせをください。

また、今後も定期的にリモート授業や、教職員・児童生徒ともども習熟度を上げる訓練を継続実施し、運用を確立することで、これまでも大変好評であった志賀町学習サポート授業での活用につなげるなど、使用目的の範囲を広げながら、新しい生活様式に順応するものとしていただきたいと思います。本町におけるGIGAスクール構想に対する進捗状況と課題、使用目的拡充についての説明を求めます。教育長、よろしく申し上げます。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。南正紀議員の本町におけるGIGAスクール構想についてのご質問にお答えをいたします。

まず、オンライン授業の試行についてですが、冬季休業期間を利用しまして、本年1月7日、町内の小学校5年生から中学校3年生を対象に実施をいたしました。

その結果、一部で音声途切れるなどのトラブルもありましたが、概ねスムーズに接続できることが確認できました。

また、オンライン授業の試行にあたりまして、保護者のご理解・ご協力のもと、多くの家庭で新たにWi-Fi環境を整備していただいたことから、成果を挙げることができたと考えております。

課題としては、今回実施できませんでした小学校1年生から4年生についても、万一の場合に備え、試行を行っておく必要があることが挙げられます。

今後は、GIGAスクール構想が本格的に推進される来年度に向けまして、Wi-Fi環境の未整備の家庭に対する働きかけを継続すると共に、小学校1年生から4年生についても、学校での練習を重ねまして、できるだけ早い段階で、オンライン授業の試行を実施することとしております。

次に、本町におけるGIGAスクール構想に対する進捗状況についてでありますけれども、本町では、昨年、学校のインターネット環境の大容量化の整備を行い、他市町に先駆けまして一人1台端末の整備を完了しており、GIGAスクール構想の推進に向け、ハード面での整備は整ったと考えております。

一方、ソフト面では、タブレット端末の操作等に不慣れな教員も多く、学校間や学級間での活用頻度に差が見られることが課題となっておりまして、今後は、教員の研修等に力を入れていきたいと考えております。

続いて、議員からご指摘いただきました、学習サポート事業をリモートで実施することについてですが、この事業は、生徒の質問に大学生がマンツーマンで対応できるところに意義があることから、この点においては課題があると思われまます。

今後、リモートで実施した場合に十分な成果を挙げることができるかどうかなどにつきまして検討していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。

ご答弁ありがとうございます。せっかく他の自治体に先駆けて導入されたものでありますから、成果についても早期に習熟度を上げると、確実にあげていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス罹患者の人権問題についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症の、いわゆる第3波もようやく終息の傾向が感じられますが、首都圏におきましては緊急事態宣言が再延長となり、全国的には変異株が広がりだすなど、予断を許せない状況が続いております。今後はワクチン接種に期待がかかりますが、多くの国民にいきわたるには、かなりの期間が必要のようであります。

この感染症は症状が重篤化した時の恐ろしさと、長期にわたる後遺症が大きな問題となっておりますが、それと同等、同等以上に深刻であるのが、り患者やその家族、医療従事者等への差別的言動など人権に関する問題であります。かつて、ハンセン病にり患した人びとは遠く離れた島や、隔離された施設へ追いやられ、社会から疎外された状態で生涯を過ごすことを余儀なくされました。ハンセン病はもはや完治する病気であり、ハンセン病回復者や治療中の患者さえからも感染する可能性は皆無であります。それにも拘わらず、社会の無知、誤解、無関心、または根拠のない恐れから、現在も世界的に何千万人もの回復者及びその家族までもが、ハンセン病に対する偏見に苦しんでおり、こうした状況を是正する社会の取り組みは遅れていると言わざるを得ません。その恥ずべき歴史が、新型コロ

ナウイルス感染症により繰り返されようとしています。

新型コロナウイルスには、誰もが感染するリスクがあります。新型コロナウイルスに感染した方や、治療を終えて復帰された方、また、治療に当たっている医療関係者や社会機能の維持にあたるエッセンシャルワーカーとその家族に対して、不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷等があってはなりません。感染し差別されることを恐れるあまり、受診をためらい、感染が拡大することにもなりかねません。本町におきましては、住民の皆様の感染防止に対する愚直な行動により、見事に感染を封じ込めてはいるものの、ごく少数の感染者が発生しました。今後も、油断すれば感染拡大を招く恐れもあり、慎重な対策が求められます。全国的に発生している、新型コロナウイルス感染症による人権問題ではありますが、本町においても心無い言動があったと伝え聞きます。現状以上に積極的に啓蒙活動を行い、心豊かなまちづくりに努めていただきたいと思いますと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。南正紀議員の新型コロナウイルス患者の人権問題についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染された方や、最前線で対応されている医療従事者、そのご家族などが誹謗中傷やいわれの無い扱いを受けるなどの事例が全国的に発生をし、大きな問題となっており、本町においても、こうした事例がありました。

こうした誹謗中傷は、決して許されるものではなく、差別をなくすためには、国や県が発信する正確な情報に基づいて、町民一人ひとりが現状を正しく理解し、良識ある冷静な行動をとること、また、誰にでも感染は起こり得ることを理解し、相手の人権に配慮することが重要であると考えております。

そのため、町では、「広報しか」において、昨年6月号を最初に、これまで3度、感染症に関する差別や偏見をやめるよう働きかけており、また、町内で初めて感染者が確認されたことで、昨年9月から、いかなる場合であっても、不当な差別、偏見、いじめなどは許されないことや、人権に配慮するようホームページで呼びかけてきました。

町では、こうした対策を講じてきたところではありますが、年明けに、町内に

において、心ない言動などの事例もあったことを踏まえ、先月13日から、毎朝、防災行政無線による啓発を行っているところであります。

そして、学校では、本年1月、町内の中学生及び高校生が新型コロナウイルスに感染し、また、その濃厚接触者として、複数の小・中学生、高校生が出席停止となりました。

このことを受け、各学校では、「新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があり、感染者に対する誹謗中傷等があってはならない」ということを繰り返し指導しております。

その結果、児童・生徒に対する誹謗中傷等は一切報告されず、逆に、心配した児童・生徒から励ましの声が届けられたという報告もあがっております。

現在、出席停止となっていた児童・生徒は、これまでどおり、元気に学校生活を送っております。

今後も差別や偏見がなくなるよう、法務局人権担当部局や本町の人権擁護委員の皆様と連携を取りながら、さまざまな手段により、繰り返し、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 議長。ご答弁にもありましたとおり、小中学校等では非常にすばらしい対応されているということは聞いております。私も子ども3人を育てておりますが公立の小中学校では非常に優秀ないじめ対策等がされていて安心して子ども達をあずけられるというふうを考えております。逆に大人の社会の方が心配となりますので、町の方としてもこれからも啓蒙活動をよろしくお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**寺井強議長** 7番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい、議長。

わたしの質問中にお昼にかかるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の方から3点について質問をしてみたいです。まず1点目ですが、スマホが脳に与えるリスクが大きいと話題になっていますが、学校での対応は考えているのかを問うものであります。コロナ禍で前倒しで、小中学生に各自1台ずつの



PC・タブレット等がいきなり、新学期から本格的な運用が始まろうとしています。

最近大きな話題となっており世界的なベストセラー、スウェーデンの精神科医師が書いた「スマホ脳」を私も読む機会があり、驚いています。教育長も既に読まれていることと思います。

そこには、恐るべき事実が書かれています。また、国内でも医師や学者が同じような著作や研究結果をまとめています。この手の本が読まれるのは、教育現場へのデジタルの拡大による影響に関心が高まったからであり、親世代からの反応が高いようだと言われています。

本の内容として、以下引用を交えて列挙しますと、1日2時間を超える利用はリスクを高める。睡眠障害にスマホの影響は否定できない。大企業は脳科学者や行動科学の学者を雇用して、開発を行っている。スマホの依存性は、最先端の脳科学研究に基づき、アプリが脳に快楽物質を放出する仕組みを利用して開発されている。学習現場では、スマホを傍らに置くだけで学習効果、記憶力、集中力が低下するという実験結果が報告されています。

また他にも、平均1日4時間の利用、10代の若者の2割は、スマホに1日7時間を費やしているということです。

さらに驚いたことには、世界のIT企業の経営者やベンチャー投資家たちの多くは、我が子にデバイスへのアクセスを認めていないか極めて厳しく制限していると言います。つまり我が子には、タブレットやスマホを含めてコンピュータの類は与えていないということです。アップル社の創設者、スティーブ・ジョブズは、あるインタビューで、記者に「iPadは子どものそばに置くことすらしない」と応えています。

スマホがまだ一般的になる前だったかと思いますが、クリフォード・ストウールという天体物理学者が書いた「コンピュータが子どもたちをダメにする」という本を読んだことがあります。そこにも、大人にとっては大変便利な道具だが、子どもが利用するには早すぎ、むしろ有害だという一文があったことを覚えています。

スマホやタブレットの利用時間に何らかの対策を取らないと、子どもに対する影響には計り知れないものがあります。

開発者が我が子に触らせないという代物です。

また、他の町の小学校の先生の話聞いていますと、スマホに夢中で子どもが朝学校に来てぼーっとしている、親が注意しても全く聞かないといったことを聞きました。このような事態が当町でも全くないとは言えないと思います。そこへタブレットが加わることになり大変な状況になることが容易に推測できます。

また、町の広報3月号の中で、志賀町要保護児童対策地域協議会だよりも、乳幼児のスマホ使用に関する警鐘があり、時期にかなったものと思います。

そこで、小学生・中学生のスマホ所持率と利用時間の把握をしているのか、まずお聞きします。

さらに、パソコンやスマホの開発者らが子どもに与えない代物を野放しにしておいてよいのかということで、対応が必要かと思います。教育長の考えをあわせてお聞きします。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

堂下議員の「スマホ脳」にかかる学校での対応についてのご質問にお答えをします。

スマホやタブレット等の長時間使用が、視力の低下や睡眠時間の減少などに繋がり、心身に悪影響をもたらすということは、以前より指摘されているようであります。さまざまな対策を講じております。

学校では、毎年、スマホの所持の状況や使用時間、家庭におけるルールの有無など調査を行い、児童・生徒はもちろんのこと、保護者への注意喚起も繰り返し行っております。

また、道徳や特別活動、保健体育等の学習においても取り上げられる機会は多く、情報モラル等の指導に合わせまして、心身への影響についても児童・生徒は学んでおります。

さらに、近年は、非行被害防止講座や防犯教室等で、この問題を取扱うことが多く、外部の専門家を招いた学習機会が数多く実施されております。

一方で、議員も心配されているとおり、調査結果から、一日の使用時間があまりにも長時間に及ぶ児童・生徒がいることも確かであります。

そのような児童・生徒を学校が把握した場合には、個別の指導を行っております。

すが、家庭内のことでもありまして、改善が難しいのも事実でございます。

教育委員会といたしましては、家庭におけるルール作りを推奨するなど、保護者への啓発にも力を入れるよう指示をしているところでございます。

また、議員ご指摘の一人1台端末の整備により、さらに心配な状況になるのではないかという点につきましては、現段階では、タブレットの使用は、主に授業中であり、かつ必要な場面のみ使用であることから、今のところ、健康被害等の報告は受けておりません。

しかしながら、今後は自習用ソフトを活用するため、家庭への持ち帰りも想定しているところでありまして、その際には、家庭での保管場所の徹底や使用時間の制限等、家庭におけるタブレットの使用ルールをしっかりと児童・生徒や保護者に伝え、徹底していきたいというふうに考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

いろいろと検討されて対応はしているようでありますけども、いわゆるスマホの使い過ぎによる脳の発育が止まるという恐るべき事実も指摘されておりますので、これはやはり学校と家庭ともっと大きく言えば地域全体かもしれません。そういう中できちっと対応していかないとですね、ほんとに取り返しがつかないたいへんな状況になりかねないと思います。

私たちにとってたいへん便利なものでありますけども、その落とし穴と言いますか、やはりあの、スマホの開発者が子どもに与えないといことは決定的な、何と言いますか、重要なことでありますので、きちんとした対応をさらにお願いたしたいと思います。

続きまして、ゲノム編集食品の学校給食への利用はないのかお聞きします。

ゲノム編集という技術を利用した野菜や魚が2019年9月に日本国内でも解禁され販売も可能とされています。なじみがないだけに安全性に不安があったり、この作物等には遺伝子組み換え食品のような表示がなく、選択できないといった声が出ています。子どもに対する影響も懸念されるところです。さまざまな論争がある中ですので当面学校給食などでは使わないことが必要かと思いますが、その対応を聞くものです。

ゲノム編集食品については、数年前より話題に上り既にアメリカでは流通が始まっていますが、一方、EU、ヨーロッパ連合では、遺伝子組み換えと同じ規制を適用すべきという裁判所の判断も 2018 年に出ています。安全性審査は必要という考え方で、表示義務を課しています。

昨年のノーベル化学賞はこのゲノム編集技術に関わった 2 人の学者が受賞しています。しかも、日本の学者が研究の端緒を開いているそうです。だが、多くの皆さんにはあまりなじみがない言葉だと思います。また、詳細は分からないというところが現実かと思います。

農作物の品種改良ですが、自然交配を繰り返しての従来での方法ですと新しい品種を開発して世に送り出すのに 10 年はかかります。だがこのゲノム編集技術ですと短期間・数年でできます。また応用範囲も広く、画期的といえます。農業や医療に新たな可能性を開く一方で、その技術の利用の如何によっては、生態に思わぬ影響をもたらしかねないという危惧も指摘されています。

ここでは、学校給食に限って質問していきます。

育ち盛りの子どもたちが食べる学校給食の食材に関しては、最大限の配慮をしていくべきで、当面はゲノム編集の野菜や魚等は使うべきでないと思いますが、対応をお聞きします。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

堂下議員のゲノム編集食品の学校給食への利用についてのご質問にお答えをします。

学校給食については、石川県から地産地消を主目標とした方策がとられており、現在、町では志賀町産や県内産の農作物を可能な限り調達し、安全・安心な給食の提供に努めておりますが、食材によりましては、国内産の農作物を使用せざるを得ないのが現状であります。

議員ご質問のゲノム編集食品につきましては、国においては、従来の食品と同等の安全性を有するとしており、現在、流通している食品は、安全性審査や表示の義務がなく、市場に出回っていても、見分けがつかず、判別が非常に困難な状況となっております。

このようなことから、町としては、引き続き、地元の野菜や魚の提供を求め、でき

る限り、地産地消に配慮していくことによりまして、児童・生徒に対し、安全・安心な学校給食を提供していきたいというふうに考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** いわゆるなるべく地産地消で地元産を使いたいということで、ほんとに目に見える顔が見える対応の中でぜひ使ってほしいと思います。悪く言いますと日本の場合はですね、世界中の国の中でも農産物のいわゆるポストハーベストとか、そういったものに対しては基準が一番甘いと、世界的に有名といいですか、知られているところです。ですから世界中のそういった農薬を使ったものとか新しいものとか今どんどん入ってくる、そういった傾向にありますので、きちんと見極めるって言いますか、確かに表示がありませんので、まぎれてくる可能性があります。例えば遺伝子組み換えのものにつきましては、例えば「これは使っていない豆腐です」とかっていう表示がありますけども、これも菜種油とかそういった加工品になってきますとすると抜けてくる、日本に入ってくる例がたくさんありますので、そこはきちんと国内の良心的に作っている生産者、また菜種油とかそういったものに対しても作っている人がだんだんと少なくなってますけども極力そういう方を選んで消費の方に回す、特に子ども達の消費については気を使ってほしいと思います。

それでは3番目に福島原発事故10年を迎えての質問、2点していきたいと思っております。福島原発事故10年を迎え、この10年の歳月でどのような動きに一番関心を持たれているのかをお聞きします。

現在、原子力緊急事態宣言下にある福島県では、2020年3月にまでに双葉町を除いて、避難指示は解除されています。だが、残念ながら解除された自治体で暮らす住民は増えておらず、住民登録者のうち、実際住んでいるのは今年1月時点で、11市町村全体で27パーセント程度と報告されています。しかも高齢者が多く若い人は少ない結果となっています。

若い世代にとっては学校など教育環境が整っていないことや放射能汚染への懸念が帰還を妨げる要因となっています。

また、避難が長期化することにより、若い世代は避難先で生計を営むことが当然かと思えます。

まだ、福島県内外に避難生活を強いられている方も多く、それに伴って災害関連死も福島県は岩手、宮城県と比較しても2,316人と大変多くなっています。

また、避難を巡って夫婦間での意見の相違から離婚に至るケースや、避難先での差別問題なども私も何回も聞いたことがあります。そもそも原発事故がなければ起きようがなかったことばかりです。

原発事故10年になりますが、原発立地自治体首長として、どのような課題に関心を持って注視してきたのでしょうか。お聞かせください。また、見解には個人差がありますが、福島原発事故終結をどのような事態をもって、終結と考えているのでしょうか。お聞きします。

次に原発被災自治体の職員による報告書から学ぶべきだと思いますが、いかがでしょうか。

福島原発事故の被災自治体では、多くの自治体で震災記録としてまとめられ、出版されたり、各自治体のHPから読むことができます。また、10年を迎えるということで、マスコミで特集が組まれています。さらに、多くの著作が出ており、原発立地自治体として参考になるものも多いと思います。著作の中には、役場職員OBによる生々しい証言や、消防団、病院や福祉施設等からの現場報告などがあります。

原発事故の緊急事態となれば、担当課だけでは対応ができるはずがないのであり、職員全員が前線で経験したことの無い対応に迫られます。

福島原発事故以降は、避難先が事前に指定されていますので、何か所も避難先を変えるということは減るでしょうが、避難が長期化することにより、当初の予測にない事態も起こり得るでしょう。

これまでに出版されている著作の中でも、特に役場職員の皆さんの証言を共有していくことが原発事故に限らず、大規模災害時に必ずや役に立つと思います。

役場職員全員で、この尊い犠牲と経験から学び、志賀町の実際と照らしながら対応することが大事だと思います。

せめて福島原発被災地の役場職員の書いた報告書だけでも、志賀町役場職員全員で共有することをお勧めしますが、見解をお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の福島原発事故10年を迎えてのご質問にお答えをいたします。

まず、原発事故10年を迎え、この10年の歳月でどのような課題に関心を持ってきたかについてであります。

エネルギー資源の乏しい我が国において、日常生活や社会活動を維持していくために欠かせないエネルギーを確保するため、国のエネルギー政策に貢献してきた福島の多くの住民の皆様が、地震と津波、そして、原子力災害に見舞われ、この災害と事故を境に、地域住民の皆様の生活環境が一変をいたしました。

私は、この10年間、全国の原子力発電所の立地自治体の市町村長と共に、被災地が一日も早く復興するため、原因者である事業者は勿論のこと、国が前面に立って、除染作業はもとより、着実な廃炉作業の実施、道路などのインフラ整備をはじめ、住宅地の高台移転、帰還後の安心した生活に不可欠な医療・福祉・介護施設や賑わいの創出など、同じ立地自治体の長として、一つのことだけではなく全体を捉えて、国策に協力してきた被災者や被災自治体に寄り添った取り組みが行われているのか、常に関心を寄せてきたところであります。

そして、福島原発事故をどのような事態で終結と考えるかというご質問であります。将来的には、除染や廃炉作業のほか、インフラ整備などが進捗をし、それぞれの工程の中で区切りはあると考えているものの、私は、被災された方々の気持ちや痛みを慮ると、この事故の終結は永遠にないものとの思いであります。

次に、原発被災自治体の職員による報告書から学ぶべきという点についてであります。

震災から6年が経過をした、平成29年3月に、福島第一原子力発電所の立地自治体である大熊町から大熊町震災記録誌が発行されたということで、本町にも送付をしていただきました。

この記録誌は、地震発生からの活動状況など、被災地自治体職員の貴重な体験談などが記されており、原子力災害に限らず、一般災害においても参考とすべき記録として、平成29年第3回定例会の一般質問で堂下議員からの提案を受け、その際に、防災担当課から、災害対策の参考とするよう、職員ポータルの掲示板で全職員に対し、冊子を掲示し、閲覧を促しております。

今後も、こうした記録誌等を災害対応の参考として役立てていくと共に、職員

の防災意識の向上のための貴重な資料として、活用していきたいと考えております。

また、余談になるかもしれませんが、今週金曜日の12日に、東日本大震災と福島第一原発事故を描いた映画「Fukushima 50」が地上波で初めて放映されると聞いております。

この映画は、私も観ましたが、地震に伴う福島第一原子力発電所事故発生後も発電所に留まって、対応業務に従事した約50名の作業員たちを描いたノンフィクション映画であり、当時の地震や津波、原子力災害に至る過程の状況のほか、住民避難や避難誘導などの様子も描かれており、災害対応の参考になるものと思っており、職員に視聴の案内をしたところであります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。今ほど町長が紹介されたのはこのガイド、大熊町のこの本だと思います。これは僕も現地視察に行った折にいただいたものです。もう一冊、これは飯館村の、いっぱいできています。これも飯館村に訪れたときにいただいたものです。そういう形ででてますので。あと最近でたものの中にですね、大熊町と浪江町の元副町長が当時の状況をきちっと報告と言いますか、書いたものがあります。ですからこのような人たちと例えばZoomによってですね、情報共有する、確かにいろんな意味で皆さん読んでくださってことはそれはそれでいいことだと思いますけども、しなきゃならないことです。実際じゃあそれを皆さんが共有化できるかということ、やはり見て話をして中で自分たちはどういう対応をできるんだってことをやっぱり学んでいく必要があると思います。そうじゃないと、常に意識しないと抜けていきますんで。わたしたちもそういった意味では10年たちましたけれどもやっぱり町長が今言われたように永遠にこないだろうと、それも一つの事実かと思えます。例えば僕もそういった意味ではいろんな被害地のところに学生時代から付き合いってきましたけど、足尾もしかりです。明治初期で、まだそういった意味では解決していないと。

ひとつの例を申しますと、群馬県に館林ってところがあります。ここもやっぱり汚染されているわけですね。その汚染土を20年に1回覆土に入れ替えるというんです。それを「いつ終わるんですか」というのを昔聞いたことがありますけ



ど、「永遠にやります」と。そういった事態がやっぱり想定されるわけです。ですから志賀町も万が一あってはなりませんけど、万が一の事態というのはそういうことはありうると。そうなるといろんなこと言ってもたいへん厳しい状況が待ち構えているっていうことを我々は常に意識しておかないとですね、東北を学んだことにならないんじゃないかと思います。

一つだけお伺いしますけども、そういった意味では例えば副町長さんの二人のどちらかでもいいんですけど、Z o o mによってお互いに、皆さん全員で時間を設けてやるっていうことは考えてもいいんじゃないかと思いますがどうでしょうか。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 堂下議員の再質問にお答えをいたします。今ほど2人の副町長のお話、Z o o mによってお話をすべきではないかということでもありますけれども可能であればそうしたいと思いますし、またですね、コロナが収束した場合にはですね、現地へ行って直接見たり聞いたりしてお話をするのがベストだと思いますのでその方向についても検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。いろんな意味で、わたしもそうですけど、現地に行ってみたいと思います。しばらくは無理でしょうけども、いろんな意味で見てほしいと思います。以上です。

(午後0時19分 久木拓栄議員退出)

**寺井強議長** 4番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

4番稲岡です。もうしばらくお付き合い願います。通告に従って4点質問いたします。

始めにオンライン相談窓口についてお聞きします。本町では新年度より国の方針に基づき町内すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援業務を強化するため、子ども家庭総合支援拠点を住民課に設置することとなりました。拠点には保健師などの資格を有する子ども家庭支援員2名を配置し、育児や子育てに関する不安や悩み、子どもの貧困、家庭内での虐待やDVなどのさまざまな

相談に応じ、必要な支援を継続していくとのことですが、町内には子育て世帯の困りごと以外にも貧困やDV、介護に関することや引きこもりに関することなどさまざまな相談事項があります。

今回拠点を保健福祉センターではなく住民課内に設置した理由として、受付窓口を増やし、より相談しやすい環境を整備するためだと先の全協でお聞きしましたが、それでも悩みがあつて窓口まで相談に行くことはハードルが高いと言えますし、コロナ禍における対面機会の低減が進む中でオンライン相談等が増えてきているのも事実です。

窓口足を運びにくい人たちのためにオンラインの総合的な窓口を設置してはいかがでしょうか。

**寺井強議長** 今村情報推進課長。

**今村浩一情報推進課長** 議長。稲岡議員のオンライン相談窓口についてのご質問にお答えいたします。

オンライン相談は、スマートフォンやパソコンを用いてオンライン会議用のアプリなどを利用し、インターネットを介して相手の映像や音声のやり取りが行えることから、窓口に来て相談することに比べ、新型コロナウイルスへの感染リスクを軽減できることや、窓口足を運びにくい町民にとっては、メリットがあります。

本町では、新型コロナウイルスの影響により、インターネット回線を利用したオンライン会議が増えてきたことから、今年度、地方創生臨時交付金を活用し、行政事務で利用するネットワークとは完全に分離した無線LAN環境を、本庁舎、富来支所、保健福祉センター、文化ホールにおいて整備を進めているところであり、今月中旬から利用可能となります。

以上のことから、相談者側も、通信環境やアプリの利用が可能な状況にあれば、大変有効な方法であると思っていますので、今後は、プライバシーへの配慮等について調査・検証を行い、オンライン相談が可能な業務やその対象者の範囲の絞り込み、予約制の導入などの運用方法について、担当課と検討していきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 前向きな答弁ありがとうございます。情報推進課長が答弁していただ

いたということで再質問には関連した相談窓口に関するもう一つの質問、再質問なのですが、志賀町のポータルサイト、たいへん使いにくいという評判なのですが、今現在、県内の自治体ではラインの公式アカウント、ラインと呼ばれるスマートフォンアプリの公式アカウントを立ち上げて開設しているところが増えております。こちらたいへん窓口として使いやすいサイトとなっておりますので、こちらの検討も進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

続いて2つ目の質問に移ります。2月3日に開かれた日本オリンピック委員会での東京オリンピック・パラリンピック組織委員会、森喜朗元会長の発言が波紋を広げ、その後辞任の意向が示され、その後任とされた元日本サッカー協会川淵三郎元会長が会長職を辞退し、いろいろな方々が後任として名前があがりましたが、最終的に参議院議員であった橋本聖子現会長に交代するまで、連日新聞報道マスメディアではさまざまなことが論じられていました。森元会長のいまだ衰えない発言の影響力の大きさを感じましたが、現在の日本社会に一石を投じた一連の議論だったかなと思います。

今回の一連の出来事に対しての組織のリーダー、町のトップとしての町長の所感をお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。稲岡議員のオリンピック組織委員会会長の交代についてのご質問にお答えをいたします。

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の会長交代に至った経緯は、新聞・テレビなどの報道で皆様ご承知のとおりであり、私がコメントする立場ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

新会長になりました橋本聖子氏には、委員会を取りまとめられ、開催に向け、ご尽力いただくよう期待するものであります。

また、本町で予定をされている事前合宿などのオリンピック関連事業については、コロナ禍の状況の中、他県では事前合宿を断念したところもあるようですが、町では、現状、国のガイドラインに基づき万全の態勢を整え、受け入れするなどし、オリンピック・パラリンピックの開催効果をできる限り取り込みたいと考えており、引き続き、組織委員会及び県と連携をし、準備を進めていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい、議長。町長答弁ありがとうございます。コメントは差し控えた  
いとのことですが、先ほども申し上げましたが、この議論の中にいろいろなこ  
とが含まれているなと思ひましてこの質問をしたわけですので、例えば組織の多  
様性であったり、ジェンダーギャップについてなどそういった個人の思想が表れ  
るかなと思っておりますし、また組織の透明性等についてもそういった問題をは  
らんだ一連の事件、出来事だったかなと思っております。

組織のリーダーとしての、例えば組織の中での多様性、公平性、ジェンダー  
ギャップなどについて町長のお考えをぜひお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。稲岡議員の再質問にお答えをします。森会長のことについてはコメ  
ントする立場ではありませんので発言は差し控えさせていただきますが、組織  
のトップとしてですね、やっぱり組織をまとめたり、いろいろなことを考える  
のがその立場に立った人間の仕事であると思っております。以上であります。

**稲岡健太郎議員** 議長。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 答弁ありがとうございます。森元会長についてのコメントではなく町  
長が考える、先ほどから申し上げているダイバーシティであったり、ジェン  
ダーギャップについてのお考えをお聞きしたかったのですが、もし、ご答弁、  
ないなら次の質問に移りたいと思います。次の質問も関連として続けていき  
たいと思います。

次は男女共同参画についてお聞きしたいと思ひます。昨日3月8日は国際女性  
デーでした。世界各地でこれに関連したイベントがコロナ禍の中開催され、ジェ  
ンダーギャップの解消に向けた動きは世界的に進んでいますが果たして日本はど  
うなっているのでしょうか。先ほどの質問の中にもありましたが、委員や役員の中  
に占める女性の割合は日本では低いままです。新聞報道によると、全国で女性が  
首長を務めているのはわずか36人で1788自治体のわずか2パーセントだそうです。

東京大学の執行部は4月以降の新体制で学長、副学長、理事の計9人の内、過  
半数の5人を女性とする方針を示しました。国立の総合大学で執行部の女性比率

が5割を超えるのは初めてとみられ、ダイバーシティ、多様性の推進を図る狙いがあるようです。同じような観点から民間企業では以前より女性の外部役員を登用する動きが活発です。さて、本町役場内の管理職の男女構成はどうでしょうか。今こうして議場内を見回しても課長の席に女性はひとりもいません。本日は傍聴席に女性何名か傍聴に来られておりますので傍聴席の女性比率は高いと言えます。昨年の3月議会では意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に進めていくと女性管理職の割合を今よりも増やしていく方針が示されましたが、現在どうなっているのでしょうか。

また今後の職場環境整備等についてどのようにしていくのかお聞かせください。

**寺井強議長** 濱村総務課長。

**濱村大総務課長** はい、議長。稲岡議員の男女共同参画についてのご質問にお答えいたします。

人事院の女性登用の拡大等に関する指針において、男女共同参画の実現は、多様な人材の確保・育成・活用という人事管理の改革を促進するものであると共に、勤務環境の整備等を図りつつ、取り組みを推進していくことは、すべての職員が働きやすく、持てる能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりに繋がるとしております。

本年度は、全職員337名のうち、女性職員は179名であり、男女比率としては、女性が53パーセントを占めております。

また、女性管理職については、管理職総数45名のうち、本年度、女性の参事職を1名登用したことから、昨年度より2ポイント上昇し、比率は4.4パーセントとなっております。

町では、特定事業主行動計画において、管理的地位にある女性職員の占める割合目標を10パーセントとしていることから、目標達成に向けて、キャリアアップ研修などへの積極的な参加を促し、管理職としての必要な知識の習得や課題解決能力を磨いていただき、女性の視点によるきめ細かな政策の実現や行政サービスの質の向上のため、女性の登用を積極的に進めていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 答弁ありがとうございます。昨日の朝日新聞にでていた兵庫県小野市

の例を再質問の中に入れてたいと思います。見出しとして女性議員がゼロから半数にという見出しです。女性議員の割合が12年間でゼロから43.8パーセントとなった兵庫県小野市、その取り組みは誰もがトップダウンと口をそろえるそうです。小野市は2002年男女共同参画推進条例を制定しました。ただ制定だけにとどまらず、男女共同参画推進室を設け、そこで担当課長に各種の施策を行ってもらいました。その一つが女性リーダー養成講座、チャレンジ塾であったり、そこではジェンダー平等について学んだり企画力やプレゼン力を身に着ける講座を開きました。

また各自治会の中で女性を登用した自治会には最大20万円の助成金を支給したそうです。小野市のような農村地帯では夫を差し置いてまでという考えになりがちだったそうですが、「自治会にお金が入るならうちも女性を入れなアカンのちゃうか」と考え始めたそうです。その12年前、20万円の助成をする前は女性を役員に登用している自治会数は6パーセントだったんですが、制度が導入されると急速に増え、助成事業が終了の時の19年度には56パーセントまで自治会の役員比率が上がったそうです。このように市長が旗振りとなって男女共同参画を推進するという例もあります。

国の指針とかあるいは県の指導下ではなく、町のトップがまず旗振り役となって、男女共同参画を進めていっていただきたいと思いますが、町長あるいは総務課長、答弁をお願いしたいと思います。

**寺井強議長** 濱村総務課長。

**濱村大総務課長** はい、議長。稲岡議員の再質問にお答えさせていただきます。管理職の登用につきましては男性であれ女性であれ、町職員としての経験年数をはじめ人事評価による査定、そして身上調書等を考慮して登用しております。従って管理職としての必要な知識や能力等が認められれば登用されるものと思えますし、女性で今後管理職としての意欲・能力がある逸材も私は多いと思えます。いつ達成するとは言えませんが、近い将来本町の女性管理職が目標である10パーセントを超えるよう積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 答弁ありがとうございます。次の質問に移りたいと思います。議会の見える化・ICT化についてお聞きしたいと思います。現在志賀町議会ではより開かれた議会を目指し、委員会等の公開やより詳細な資料の提供について検討しています。県内の自治体では加賀市議会や中能登町議会では本会議はもとより委員会や全員協議会などの議会のほとんどすべての会議を何の許可等も取らずに自由に住民が傍聴できるようになっています。今のところ本町志賀町議会ではこの本会議のみ、しかも定例会のみが自由に傍聴でき、ケーブルテレビ中継とインターネットでの録画配信を行っていますが、全国ではインターネットによる中継ですべての会議が見られるようになっている議会も出てきています。また議会のICT化の一つとしてタブレット端末の導入についても一昨年から議会として要望していますが未だ導入に至っていません。議会改革には行政執行部の強力も必要となってくるのですが、議会の見える化・ICT化について町長のお考えをお聞かせください。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員の議会の見える化・ICT化についてのご質問にお答えをいたします。

議会の見える化につきましては、年4回開催される議会本会議での状況をケーブルテレビやYouTube、さらには、町のホームページで配信し、広く町民の方々に見ていただいているところであります。

新たな方策につきましては、議会の中で課題改善に向け、協議をいただき、ご提案いただきたいと考えております。

次に、ICT化についてですが、昨年来、新型コロナウイルス感染防止対策として、インターネット回線を利用したオンライン会議などが増えており、これらに対応できる環境を整えていくことで、ICT化の推進にも繋がっていくこととなります。

先ほど、今村情報推進課長がオンライン相談窓口のご質問でお答えをしましたが、今年度、町では、地方創生臨時交付金を活用し、行政事務で利用できるネットワークとは完全に分離した無線LAN環境を、本庁舎、富来支所、保健福祉センター、文化ホールにおいて整備を進めているところであります。

利用可能となります。

この環境が整備されることにより、各施設の会議室をはじめ、議会棟においても無線LANの使用が可能となり、ハード面では、充実したものとなります。

このように環境整備を行っていく中で、まずは議会内において、ICT化の方向性を決定していただきたいと思います。

また、タブレット端末の導入の件につきましては、昨年12月15日開催の全員協議会において、全議員の総意を図ることを求めることとして、新年度の予算は要求しないことを議会として決定したものと認識しており、議会の中で意思統一を図っていただきたいと思います。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** ご答弁ありがとうございます。本会議が公開しているのは従来からなので、今議会改革特別委員会の中で常任委員会や特別委員会の会議の様をぜひ公開しようという流れになってきております。この件に関しても執行部等の協力が必要になってきているというのが事実です。この件に関して町長の見解をお聞きしたいと思います。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員の再質問にお答えをいたします。まずはですね、先ほども言いましたけれども、議会内での意思の統一を図っていただけるのであれば、町執行部側としても協力は惜しまないものであります。以上であります。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** タブレットの時と同じですが、議会が一本化するというのはいろんな意見がございますのでなかなか難しいところはあるんですが、なんとか意思統一をしてまた要望に持っていきたいと思います。以上で質問を終わります。

**寺井強議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 承認第1号、議案第1号ないし第23号及び第26号ないし第34号並びに請願第1号（委員会付託）

**寺井強議長** 次に、町長提出 承認第1号、議案第1号ないし第23号及び第26号ないし第



34号並びに請願第1号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

( 休 会 )

**寺井強議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明10日から18日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、明10日から18日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、3月19日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後0時46分 散会)